

第21回定時株主総会招集に際しての その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社ファルテック

以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には電子提供措置事項から以下の事項を除いた内容について記載した書面を一律でお送りいたします。

○目次

■事業報告	1
1. 企業集団の現況	1
(1) 財産及び損益の状況	
(2) 主要な事業内容	
(3) 主要な営業所及び工場	
(4) 従業員の状況	
(5) 主要な借入先の状況	
(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項	
2. 会社の現況	4
(1) 株式の状況	
(2) 新株予約権等の状況	
(3) 会社役員の状況	
① 責任限定契約の内容の概要	
② 社外役員に関する事項	
(4) 会計監査人の状況	
(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	
(6) 会社の支配に関する基本方針	
(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針	
■連結計算書類	15
(1) 連結株主資本等変動計算書	
(2) 連結注記表	
■計算書類	27
(1) 株主資本等変動計算書	
(2) 個別注記表	

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 財産及び損益の状況

区分	第18期 (2021年度)	第19期 (2022年度)	第20期 (2023年度)	第21期 (当連結 会計年度) (2024年度)
売上高(百万円)	69,122	74,102	81,886	79,114
経常利益又は 経常損失(△)	1,761	△498	1,781	2,861
親会社株主に帰属す る当期純利益又は親 会社株主に帰属す る当期純損失(△)	△623	△2,310	△790	328
1株当たり当期純利 益又は1株当たり当 期純損失(△)	△66.43	△246.35	△84.30	35.06
総資産(百万円)	66,789	69,384	69,040	67,564
純資産(百万円)	21,608	19,257	19,071	21,435
1株当たり純資産(円)	2,066.59	1,790.48	1,754.33	2,000.86

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)により算出しております。

2. 第18期は、半導体供給不足の長期化によるお客様の生産調整等の影響を受け減収となりました。経常利益は営業利益及び営業外収益が減少し減益となり、親会社株主に帰属する当期純損失は減損損失908百万円を特別損失に計上したこと等により623百万円となりました。

3. 第19期は、半導体の供給不足からは徐々に回復し、増収となりました。経常損失は、営業損失に加えて為替差損が拡大した影響等により498百万円となり、親会社株主に帰属する当期純損失は減損損失689百万円を特別損失に計上したこと等により、2,310百万円となりました。

4. 第20期は、お客様の生産・販売台数回復及びコストに見合った売価反映等により、増収となりました。経常利益は、営業利益の改善により、1,781百万円となり、親会社株主に帰属する当期純損失は、減損損失1,917百万円を特別損失に計上したこと等により、790百万円となりました。

5. 第21期は、お客様の生産・販売台数減により、減収となりました。経常利益は、営業利益改善に加え受取補償金増加により2,861百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、328百万円となりました。当社及び海外子会社が所有する事業用資産の減損損失及び繰延税金資産の一部取崩しを計上しましたが、経常利益の大幅改善により黒字化しました。

(2) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは当社、子会社10社及び関連会社2社で構成され、自動車外装部品・自動車純正用品及び関連機器の開発、製造、販売を主要事業としております。

事業内容	主要製品
自動車外装部品事業	ラジエターグリル、ウインドウモール、ミリ波レーダーカバー等
自動車純正用品事業	リモコンエンジンスターター、TCU (Telematics Communication Unit)、リアビューカメラ、エアロパーツ等
自動車関連機器事業	自動車検査・整備用機器、自動車製造用設備・機器、パワーシステム

(3) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

当社	本社：神奈川県川崎市 工場：福岡県京都郡苅田町、福岡県京都郡みやこ町、群馬県館林市、福島県いわき市 先行開発センター：神奈川県横浜市 電装システム開発 安城地区：愛知県安城市 物流センター 三河事業所：愛知県豊田市
株 アルティア	本社：東京都中央区 工場：福島県いわき市
FALTEC EUROPE LIMITED	本社・工場：英国タイン&ウェア州
FALTEC AMERICA, INC.	本社：米国テネシー州 工場：米国ジョージア州
佛山發爾特克汽車零部件有限公司	本社・工場：中国広東省
湖北發爾特克汽車零部件有限公司	本社・工場：中国湖北省
FALTEC SRG GLOBAL (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場：タイ・チャレンサオ

(4) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
日本	1,180 (871) 名	△40 (△54) 名
アジア	469 (91) 名	△10 (△44) 名
北米他	273 (9) 名	△58 (△61) 名
合計	1,922 (971) 名	△108 (△159) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（パート・期間工・嘱託社員及び派遣社員）は（）内に年間平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
851 名	△43 名	45.2 歳	17.5 年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（パート・期間工・嘱託社員及び派遣社員）789名は含まれておりません。

(5) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
㈱横浜銀行	4,390 百万円
㈱みずほ銀行	3,900 百万円
㈱商工組合中央金庫	2,897 百万円
㈱りそな銀行	2,495 百万円
三井住友信託銀行㈱	2,250 百万円
㈱東邦銀行	1,725 百万円
㈱福岡銀行	1,580 百万円

主要取引金融機関と総額16,300百万円の当座貸越契約を締結しております。
なお、当期末における当該枠での借入実行残高は9,600百万円であります。

(6) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 33,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,378,600株 (うち自己株式728株)
- ③ 株主数 5,290名 (前期末比639名減)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
TPR(株)	5,207,100株	55.53%
CITIC SECURITIES BROKERAGE (HK) LIMITED AC CLIENT	444,408株	4.74%
INTERACTIVE BROKERS LLC	383,100株	4.09%
SRG GLOBAL, LLC	377,655株	4.03%
(株)JCU	180,000株	1.92%
國府田 千恵子	131,300株	1.40%
(株)SBI証券	91,767株	0.98%
楽天証券(株)	55,800株	0.60%
池端 伸一	55,500株	0.59%
(株)みみっく	50,000株	0.53%

(注) 持株比率は、自己株式(728株)を控除して計算しております。

- ⑤ 事業年度中に会社役員に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役である者を除く）及び監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金500万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

② 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職に関する事項

A. 監査役平野高志氏は、ブレークモア法律事務所のパートナー、リヨーピ株の社外監査役及び株ミルボンの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

B. 監査役佐藤明典氏は、佐藤明典公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動内容

氏 名	地 位	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要
木 村 新	取 締 役	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回、及び予実算会議12回のうち10回出席し、経営者の見地から独立した客観的立場より発言を行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会委員長として当事業年度に開催された指名報酬委員会2回出席するなど、特に取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を担っております。
坂 本 剛	取 締 役	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回、指名報酬委員会2回、及び予実算会議12回出席し、主に業務執行者及び経営者としての豊富な経験と見識から、取締役からの報告事項や決議事項につき独立した客観的立場より発言を行っております。
平 野 高 志	監 査 役	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、指名報酬委員会2回、予実算会議12回、監査役会13回出席し、主に弁護士としての豊富な専門知識・見地から発言を行っております。
佐 藤 明 典	監 査 役	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会13回、指名報酬委員会2回、予実算会議12回出席し、主に公認会計士としての豊富な専門知識・見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

(注) 1. 当社は会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を通じ、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 連結子会社の監査

海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む）の規定によるものに限る。）を受けております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める条項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また上記に加え、会社法、金融商品取引法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの業務停止等の重大な処分を受けた場合、または会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、監査を遂行するのに不十分であると判断した場合等には、解任または不再任に関する議案を決議し、当社取締役会は、当該決議に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

i) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決定
内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
当社は、社会の一員として法令及び定款に適合した公正、透明かつ効率的な事業活動を推進し社会的責任を果たします。

- 1) 取締役会を取締役会規則に基づき1ヶ月に1回以上開催し、重要な業務執行について審議、決定すると共に、取締役から業務執行状況の報告を受ける事などにより取締役の職務の執行を監督します。
- 2) 業務執行取締役、執行役員、常勤監査役を主なメンバーとした経営会議を月1回以上開催し、職務権限規程に基づき、業務執行に関する重要事項について、審議決定すると共に取締役会に上程すべき議題（決議事項・報告事項）について決定します。
- 3) 委員の過半数が社外役員で構成され、且つ社外役員を委員長とする指名報酬委員会は、代表取締役の業務執行の適正に関する評価を行い、これに基づき取締役会に対して提言及び必要に応じた勧告を行う機能を有し、代表取締役の職務の執行を監督します。
- 4) サステナビリティに関する重要課題や方針、施策の立案、目標に関する進捗管理および重要課題（マテリアリティ）の特定等について審議を行うことを目的として、取締役社長、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役をメンバーとしたサステナビリティ推進委員会を設けます。
- 5) リスク管理活動の円滑な実践とリスク情報の共有を目的として、取締役社長、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役及び部署長をメンバーとしたリスク管理委員会を設けます。
- 6) 法令遵守の基本方針並びに遵守事項の徹底を図ることを目的に、取締役社長、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役及び部署長をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設けます。
- 7) 環境目標の策定、報告等、環境マネジメントシステムの継続的改善に必要な案件に関する事項の審議やカーボンニュートラルプロジェクトの推進を図ることを目的として、取締役社長、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役及び部署長をメンバーとした環境委員会を設けます。
- 8) 安全衛生に係わる重要事項を審議し、社員の災害防止、疾病予防、

健康の維持・増進を図ることを目的に、取締役社長、生産センター役員、生産センター部署長、関係会社社長及び組合役員をメンバーとした中央安全衛生委員会を設けます。

- 9) 「ファルテックグループ行動規範」を制定し当社及び当社グループに所属する全員が法令・規則等並びに社内規程の遵守を推進します。
- 10) 反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、関連する社内規程等に基づき、毅然として対応します。
- 11) 当社業務の有効性・効率性及び法令遵守を確保するために内部監査部門による内部監査を実施し、その結果は取締役社長に報告されるほか定期的に取締役会に報告されます。
- 12) 当社は財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報資産管理規程等の当社諸規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存します。取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクについて、その内容に応じてリスク管理規程等関連する社内規程に基づき、リスク管理委員会並びに各部門で適切に対応します。大規模地震等の非常災害発生に備え、対応組織の整備、情報連絡体制の構築、並びに定期的な防災訓練の実施等適切な対応体制を構築します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営上の重要事項については、取締役会や経営会議において適宜審議決定し、また業務執行取締役、執行役員、常勤監査役を主たるメンバーとした COM (Corporate Officers Meeting) その他の報告会議体において情報共有する等、効率的な業務運営を実施します。各取締役は、役員規程、職務権限規程に基づき指定された決定権限の範囲内で、担当業務について決定し執行します。取締役は、3ヶ月に1回以上、職務の執行状況について取締役会に報告します。また内部監査部門は、効率的な取締役の業務執行がなされるよう内部監査を実施し、その結果を取締役社長に報告します。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は取締役社長並びに業務を担当する取締役の指揮命令の下、ファルテックグループ行動規範並びにコンプライアンス規程等社内規程に基づき職務の執行を行います。使用人の職務の執行は業務執行手続や報告等を通して、取締役の監督を受けます。

またコンプライアンス委員会を定期的に開催し法令遵守の徹底を図ると共に内部監査を実施しその結果を取締役社長に報告します。

更には監査部門、監査役及び外部弁護士を窓口とした内部通報体制を構築し、通報者の保護を図りつつ公正な職務の遂行を確保する体制を確立します。内部通報の情報についても定期的に取締役会に報告します。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は親会社と相互に経営の独立性を維持しながら企業グループを形成し、親会社と共にグローバルな自動車業界でのプレゼンスを高めていきます。親会社からの独立性の維持にあたり親会社と当社の利益相反に十分留意します。

また当社及び当社子会社よりなる当社企業グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう当社は当社子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築します。

1) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社管理規程により各子会社の承認事項、報告事項を定め、当社決裁権限者が承認、報告受領する体制を構築します。当社各部門は子会社との連携を密接にし、子会社における重要な業務の進展に関与します。

2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は各子会社に対し経営に関する重要な計画を策定させると共に、各子会社から業績並びに業務の進展状況に係る報告を定期的に受領し、定期的に当社取締役会に報告します。各子会社はリスク管理規程を制定の上リスク管理を実行し、リスク管理上重要な発生事実に関しては、発生後直ちに発生事実報告を当社あて提出する体制とします。

3) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社各部門が子会社の重要な業務に関し本社会議体を活用した協議、指導助言を行うほか、当社子会社管理規程並びに各子会社の職務権限規程により子会社取締役等の決裁権限を規定し、子会社の業務遂行が効率的に行われる体制を構築します。

4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

ファルテックグループ行動規範をグループ各子会社に展開し、誓約書提出及び継続的な誓約書確認によりコンプライアンス意識の維持、向上を図ると共に各子会社がコンプライアンス規程を制定の上、法令並びに定款の遵守を図ります。

当社内部監査部門が子会社の内部監査も行うほか、当社内部通報窓口は子会社からの通報にも対応する体制とします。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当社監査役と協議の上、必要に応じて当社監査役の職務を補助する使用人を置きます。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人は、当社取締役から独立しており監査役の指揮命令にのみ服します。

⑨ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては監査役会との事前協議を要します。

⑩ 監査役への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査役が報告すべきと定めた事項、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実のほか当社の業務執行上重要と判断される事項について監査役に報告します。また内部通報窓口への通報についても監査役に報告します。

2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、グループ会社各社における重大なリスクの発生及びファルテックグループ行動規範や法令等に対する違反を監査役に報告します。内部通報窓口に対するグループ各社からの通報についても監査役に報告します。

⑪ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保するための体制

当社は監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当社並びに当社グループの取締役及び使用人に周知徹底します。また内部通報を行った者に対しても、通報者の不利益取扱いを禁止します。

⑫ 監査役の職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役又は監査役会が監査の実施のために、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定、その他の事務を委託するなどのために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを承認します。

⑬ その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社並びに子会社の取締役は、監査役の職務の執行のための必要な体制（監査環境）の整備に留意します。

監査役は取締役会の他重要な会議に出席すると共に、当社が保存・管理する資料等を閲覧できるものとします。代表取締役・業務執行取締役・社外取締役・執行役員・部署長と監査役とは、経営環境や重要課題等について相互に認識を高めるため定期的に会合を持ちます。

監査役監査の有効性を確保するため、当社及び当社グループの内部監査を実行する当社監査部署は、毎月監査役に対して監査報告を行います。監査役は、監査役監査基準に従い、当社及び当社子会社の取締役の職務執行及び取締役会の意思決定の監査を通して、監査役監査の有効性を確保します。

ii) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 社外取締役の監督機能の確保として、月1回以上開催される取締役会に加え、月1回開催を予定している予実算会議に出席し、活発な議論が行われております。

② 業務執行取締役、執行役員、常勤監査役を主なメンバーとした経営会議を開催し、職務権限規程に基づき、業務執行に関する重要事項について、審議決定すると共に取締役会に上程すべき議題（決議事項・報告事項）について決定されております。

また、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役を主たるメンバーとしたCOMを原則隔週で開催し、情報の共有を図っております。

③ 監査役監査の実効性の確保として、月1回以上開催される監査役会及び取締役会に加え、経営会議や予実算会議等重要な会議に出席すると共に、重要な決裁書類の閲覧を行っております。

④ リスク管理活動の円滑な実践とリスク情報の共有を目的として、取締役社長、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役及び部署長をメンバーとしたリスク管理委員会を年2回以上開催し、リスク管理活動について円滑に実践、かつ徹底し、リスク管理に必要な情報の共有化を図っております。

⑤ 法令遵守の基本方針並びに遵守事項の徹底を図ることを目的として、取締役社長、業務執行取締役、執行役員、常勤監査役及び部署長をメンバーとしたコンプライアンス委員会を年2回以上開催し、法令遵守について円滑に実践、かつ徹底を図っております。

⑥ 安全衛生に係わる重要事項を審議し、社員の災害防止、疾病予防、健康の維持・増進を図ることを目的として、取締役社長、生産センター役員、生産センター部署長、関係会社社長及び組合役員をメンバーとした中央安全衛生委員会を年2回以上開催し、安全衛生に関する決定事項や災害防止等について円滑に実践、かつ徹底を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、買収への対抗措置等、現時点では特に定めておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化に注視しつつ弾力的な検討を行って参ります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、長期的な視点に立ち、商品開発、生産性向上のための設備及び成長領域への投資や財務基盤の充実を図りつつ、当社及び当社グループの業績や財務の状況を考慮し配当を行うよう努めていきたいと考えております。

なお、定款には、中間配当の基準日を毎年9月30日とする旨、並びに配当の決定機関は、株主総会の決議によらず取締役会で決議できる旨を定めており、臨機応変に配当を決定できるようにしております。

しかしながら、当期の業績や財務の状況を勘案し、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げるとともに、早期に復配できるよう努めて参りますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,291	337	11,020	△0	13,647
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			328		328
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	328	—	328
当期末残高	2,291	337	11,348	△0	13,976

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土再差額	地評価金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額		
当期首残高	5	1,280		2,541	△1,022	2,803	2,620	19,071
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益						—		328
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0			1,331	652	1,983	51	2,034
当期変動額合計	△0	—		1,331	652	1,983	51	2,363
当期末残高	4	1,280		3,872	△370	4,787	2,671	21,435

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 8 社

連結子会社の名称

株アルティア

株テクノサッシュ

株北九州ファルテック

FALTEC EUROPE LIMITED [イギリス]

FALTEC AMERICA, INC. [アメリカ]

佛山発爾特克汽車零部件有限公司 [中国]

湖北発爾特克汽車零部件有限公司 [中国]

FALTEC SRG GLOBAL (THAILAND) CO., LTD. [タイ]

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

広州愛路特亞汽車設備有限公司 [中国]

ALTIA ENGINEERING SERVICE (THAILAND) CO., LTD. [タイ]

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1 社

株いしかわファルテック

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

広州愛路特亞汽車設備有限公司 [中国]

ALTIA ENGINEERING SERVICE (THAILAND) CO., LTD. [タイ]

関連会社

武漢時発零部件有限公司 [中国]

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

イ. 商品	主として移動平均法
ロ. 製品	主として移動平均法
ハ. 仕掛品・原材料	主として移動平均法
ニ. 貯蔵品	最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
(リース資産を除く)

主として定率法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械装置及び運搬具	2～12年
工具、器具及び備品	2～10年

② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、自動車外装部品、自動車純正用品及び自動車関連機器事業を主な事業内容としており、これらの製品の販売については、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、通常は顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、自動車関連機器の据付や工事、納品後の試運転が必要な取引等については、顧客による検収時点において履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、代理人取引に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更に関する注記）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項 ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

有形固定資産	23,038
無形固定資産	1,854
減損損失	145

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

① 算定方法

当社の工場の一部及び子会社の一部について、継続的な営業損失または経営環境の著しい悪化により減損の兆候があると判断しました。

減損損失の認識の判定を行い、当社の館林工場及び英国子会社については当該資産グループの正味売却価額が事業用固定資産の帳簿価額を下回っていたことから、減損損失を認識しております。正味売却価額は鑑定評価等に基づいて算定しております。一方、減損損失を計上した資産グループを除き減損兆候を認識した当社の一部の工場及び一部の子会社については、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

正味売却価額の基礎となる資産の評価額です。

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる経営計画における主要な仮定は、主要得意先への将来の売上高予測、限界利益率、各種施策による営業費用の見積り等です。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済状況及び経営状況の影響を受け、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響が生じた場合や正味売却価額の見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度に固定資産の減損が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

繰延税金資産	169
--------	-----

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

① 算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される将来課税所得及び一時差異の解消スケジュールを合理的に見積り、回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる経営計画における主要な仮定は、主要得意先への将来の売上高予測、限界利益率、各種施策による営業費用の見積り等です。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の市場動向や経済環境の変化などによりこれらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合には、繰延税金資産の額が減額され、追加の税金費用が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

60,320百万円

2. 国内連結子会社である㈱アルティアは、橋本フォーミング工業㈱を2005年2月1日に吸収合併しており、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づいて再評価された事業用土地を引き継ぎ、土地再評価差額金から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しており、同社を2007年10月1日に吸収分割した当社がこれを引き継いでおります。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価

△935百万円

と再評価後の帳簿価額との差額

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4項に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法。

3. 担保資産及び担保付債務

下記の資産を、下記債務の担保に供しております。

(単位：百万円)

担保資産	建物	680
	土地	483
	合計	1,164
担保付債務	退職給付に係る負債	2,227

4. 偶発債務

債務保証

(単位：百万円)

保証先	種類	金額
㈱いしかわ ファルテック	銀行借入保証	35
	合計	35

(注) 債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。

(連結損益計算書に関する注記)

事業構造改善費用

連結子会社における生産体制の効率化に伴うものであります。主な内容は、特別退職金98百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,378,600株

2. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
（1）受取手形	174	174	—
（2）売掛金	14,738	14,738	—
（3）電子記録債権	1,081	1,081	—
（4）投資有価証券 その他有価証券	8	8	—
資産計	16,002	16,002	—
（1）支払手形及び買掛金	5,845	5,845	—
（2）電子記録債務	4,797	4,797	—
（3）短期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	14,164	14,164	—
（4）長期借入金	8,492	8,317	△175
負債計	33,300	33,124	△175

（注）1. 市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（関係会社株式を含む）	247

これらについては、「資産（4）投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融資産の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	8	—	—	8
資産計	8	—	—	8

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	174	—	174
売掛金	—	14,738	—	14,738
電子記録債権	—	1,081	—	1,081
資産計	—	15,994	—	15,994
支払手形及び買掛金	—	5,845	—	5,845
電子記録債務	—	4,797	—	4,797
短期借入金				
（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	14,164	—	14,164
長期借入金	—	8,317	—	8,317
負債計	—	33,124	—	33,124

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形、売掛金並びに電子記録債権

これらの時価は、短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を用いており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、短期間に決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を用いており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定した価格を用いており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	日本	アジア	北米他	
自動車外装部品・純正用品事業	41,891	8,558	8,937	59,387
自動車関連機器事業	19,594	—	—	19,594
顧客との契約から生じる収益	61,486	8,558	8,937	78,981
その他の収益	132	—	—	132
外部顧客への売上高	61,618	8,558	8,937	79,114

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3. 会計方針に関する事項（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

契約負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	670
契約負債（期末残高）	827

期首時点の契約負債670百万円のうちの一部は、当連結会計年度の収益として計上されております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,000円86銭
2. 1株当たり当期純利益	35円06銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,291	791	1,341	2,132	△2,106	△2,106	△0	2,317	
当期変動額									
当期純利益				-	133	133		133	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-		-		-	
当期変動額合計	-	-	-	-	133	133	-	133	
当期末残高	2,291	791	1,341	2,132	△1,972	△1,972	△0	2,451	

	評価・換算差額等				純合資産計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4	1,280	1,285		3,602
当期変動額					
当期純利益			-		133
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0		△0		△0
当期変動額合計	△0	-	△0		133
当期末残高	4	1,280	1,284		3,735

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式	移動平均法による原価法
②その他有価証券	
・市場価格のない株式等以外のもの	

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

①商品	主として移動平均法
②製品	主として移動平均法
③仕掛品・原材料	主として移動平均法
④貯蔵品	最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物・構築物	7～50年
機械及び装置・車両運搬具	2～12年
工具、器具及び備品	2～10年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 関連事業損失引当金

関連会社の事業に係る損失の負担に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当該関係会社への投融資額を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、自動車外装部品及び自動車純正用品を主な事業内容としており、これらの製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項 ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取補償金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取補償金」は78百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

有形固定資産	10,917
無形固定資産	1,394
減損損失	118

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

① 算出方法

当社の工場の一部について、継続的な営業損失により減損の兆候があると判断しました。

減損損失の認識の判定を行い、当社の館林工場については当該資産グループの正味売却価額が事業用固定資産の帳簿価額を下回っていたことから、減損損失を認識しております。正味売却価額は鑑定評価等に基づいて算定しております。一方、当社の一部の工場については、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

正味売却価額の基礎となる資産の評価額です。

将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる経営計画における主要な仮定は、主要得意先への将来の売上高予測、限界利益率、各種施策による営業費用の見積り等です。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の不確実な経済状況及び経営状況の影響を受け、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響が生じた場合や正味売却価額の見直しが必要になった場合には、翌事業年度に固定資産の減損が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

繰延税金資産	167
--------	-----

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2. 繰延税金資産の回収可能性」に記載の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 43,012百万円

2. 国内連結子会社である㈱アルティアは、橋本フォーミング工業㈱を2005年2月1日に吸収合併しており、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づいて再評価された事業用土地を引き継ぎ、土地再評価差額金から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しており、同社を2007年10月1日に吸収分割した当社がこれを引き継いでおります。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △935百万円

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4項に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法。

3. 偶発債務

債務保証

(単位：百万円)

保証先	種類	金額
FALTEC EUROPE LIMITED	銀行借入保証 銀行支払保証	662
㈱北九州ファルテック	銀行借入保証	680
㈱いしかわファルテック (注)	銀行借入保証	35
合計		1,377

(注) 債務保証額から関連事業損失引当金を控除した金額を記載しています。

4. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

(1) 短期金銭債権 282百万円
(2) 短期金銭債務 418百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

1. 売上高 1,406百万円
2. 営業費用 3,294百万円
3. 営業取引以外の取引高 988百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数 普通株式 728株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因是、退職給付引当金、賞与引当金、減損損失等であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱テクノサッシュ	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	80 1	関係会社 長期貸付金	290
子会社	㈱北九州ファルティック	所有 直接96.67%	債務保証 役員の兼任	債務保証	680	—	—
子会社	FALTEC EUROPE LIMITED	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の返済 債務保証 利息の受取	851 851 662 20	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、FALTEC EUROPE LIMITEDに対する貸付金については、金利を減免しております。
 2. ㈱テクノサッシュへの貸付金に対し、290百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において80百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 3. 債務保証については、各社の金融機関からの融資等に対して保証したものであり、取引金額は期末現在の保証残高であります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	398円36銭
2. 1株当たり当期純利益	14円28銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。